

# 日本商業教育学会関東部会群馬支部 規約

平成14年3月31日制定

## 第1条 (名 称)

本会は日本商業教育学会関東部会群馬支部と称する。

## 第2条 (目 的)

本会は日本商業教育学会会則第2条の目的に準じ、群馬県の商業教育の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 (事 業)

本会の事業は次のとおりとする。

- 1 研究会の開催
- 2 研究ならびに調査
- 3 その他本会の目的を達成するための諸事業

## 第4条 (事務局)

本会に事務局を置き、事務局長は理事の中から会長が委嘱するものとする。

## 第5条 (会 員)

本会の会員は日本商業教育学会会則第5条の会員とし、原則として群馬県内に勤務地または居住地があるものとする。

## 第6条 (会 費)

会費は年間 2,000 円とする。

## 第7条 (役 員)

本会の役員は次のとおりとする。なお、任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 支 部 長 | 1 名 |
| 2 副支部長  | 若干名 |
| 3 理 事   | 若干名 |
| 4 監 事   | 2 名 |

※ 第7条について

支部長・副支部長・理事は会員総会にお

いて選出する。監事は会長が委嘱する。

## 第8条 (支部長)

支部長は本会を代表し、会務を総理する。また、総会を招集してその議長となる。

## 第9条 (副支部長)

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。

## 第10条 (理 事)

理事は本会の会務執行について審議する。また、理事の中に本会の庶務および会計担当をおく。

## 第11条 (監 事)

監事は本会の会計を監査する。

## 第12条 (顧 問)

本会は必要と認められた者を総会の承認を得て顧問とすることができる。

## 第13条 (総 会)

本会は毎年1回、定例の総会を開催する。総会における決定は、出席会員の過半数の賛成による。

## 第14条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日より翌3月31日迄とする。

## 第15条 (付 則)

規約の改正は、総会の承認にもとづき行うものとする。